

平塚市教育委員会令和5年11月定例会会議録

開会の日時

令和5年11月17日（金）14時00分

会議の場所

平塚市役所本館7階720会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 梶原 光令 委員 守屋 宣成 委員 菅野 和恵
委員 大野 かおり

説明のため出席した者

◎教育総務部

教育総務部長	長谷川 孝	教育総務課長	野地 剛
教育総務課教育総務担当長	渋谷 悟朗	教育総務課企画担当長	松本 信哉
教育施設課長	金子 稔	学校給食課長	吉澤 達夫

◎学校教育部

学校教育部長	工藤 直人	学務課長	市川 豊
教職員課長	宮坂 正	教育指導課長	若杉 真由美
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所長	伊沢 秀樹
子ども教育相談センター所長	伊藤 裕香		

◎社会教育部

社会教育部長	平井 悟	社会教育課長	田中 恵美子
中央公民館長	鳥居 昌	スポーツ課長	佐野 公宣
中央図書館長	藤田 忠義	博物館長	浜野 達也
美術館長	戸塚 清		

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和5年11月定例会を開会する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和5年10月定例会の会議録の承認をお願いします。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見がないので、令和5年10月定例会の会議録は承認されたものとする。

1 教育長報告

(1)令和6年度平塚市立幼稚園の新入園児募集結果及び今後の対応について

【報告】

○吉野教育長

令和6年度の募集結果と今後の対応について報告するものである。

詳細は、学務課長から報告する。

○学務課長

市立幼稚園の入園については、平塚市立幼稚園の管理運営に関する規則に定められており、「教育長が定める日において翌年度の入園に係る願い出があった4歳児の人数が5人未満となったとき」には入園を休止することが規定されている。

令和6年度4歳児の入園願書を受付けた11月1日（水）の結果については、土屋幼稚園が募集定員20人のところ、3人（内、支援枠1人）、ひばり幼稚園は、募集定員25人のところ8人（内、支援枠1人）となった。

この結果を受け、土屋幼稚園の対応については次のとおりとなる。

1点目、令和6年度の4歳児の園児の入園を休止とした。

2点目、市立幼稚園の管理運営に関する規則に基づき、次年度となる令和6年度以降も園児の募集は行わないことになる。

3点目、現在在園している4歳児が卒園する令和6年度末まで園運営は継続する。

4点目、在園児が卒園することとなる令和6年度末（令和7年3月末）、をもって閉園することになる。

5点目、土屋幼稚園に令和6年度の入園を希望された方には、11月1日の受付締め切り後に志願変更の案内をするとともに保護者の意向を踏まえて、今後について対応を調整しているところである。

土屋幼稚園（平塚市土屋996番地）の概要だが、11月1日現在の園児数は全部で17人、内訳は4歳児が6人、5歳児が11人となる。

在園児の今後の土屋幼稚園での活動については、在園児の保護者とともに土屋幼稚園や教育委員会、関係者等で調整・協議して卒園まで、しっかりと丁寧な対応に努めていく。

【質疑】

○大野委員

土屋幼稚園が閉園することについて、管理運営規則に定められている以上これは仕方ないことだと思うが、個人的には残念に思う。土屋幼稚園は、これまで土屋という豊かな自然環境の中で、遊びや体験活動を通して園児一人一人の持ち味や良いところを大切に育て

る保育を実践されていたと思う。また、土屋幼稚園を含めた平塚市の公立幼稚園は、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を意識した研究や取組をこれまでたくさん発信してきた。特に近隣の小学校との交流では、幼稚園児にも小学生にも双方メリットがある有意義な活動を継続して行ってきており、素晴らしいと感じているところである。

土屋幼稚園がこれまで積み上げてきた貴重な財産ともいえる教育実践を、何らかの形で今後引き継いでいただければと思う。また、話にもあったが、来年度土屋幼稚園が年長だけになってしまい、子どもたちや保護者の方は寂しいと感じられると思う。教育委員会も支援し、卒園まで丁寧な対応をお願いしたい。

(2)冬季休業中の教職員の服務等について

【報告】

○吉野教育長

12月25日からの冬季休業を控え、教職員の服務の徹底について、学校長へ通知することを報告するものである。

詳細は、教職員課長から報告する。

○教職員課長

本通知については、各校長宛に、11月20日に正式に発出する予定である。

内容としては、「信用失墜につながる行為を慎むこと」、「時節柄、飲酒の機会も増えることかと思うので、飲酒運転、酒気帯び運転を絶対にしないこと」等の指導をお願いしたところである。また、例年この時期に、年末のあわただしさの中で、通勤途中や休業中の交通事故、違反の事案も起こりがちなので、安全運転の徹底についても改めて指導をお願いした。

一方で、冬季休業中は多忙な日常を離れ、課業期間中よりも多少はリフレッシュの時間も取りやすい時期かと思うので、職員の方のみならず、校長先生自身も、日頃の疲れをとっていただきたい旨の話もさせていただいた。

【質疑】

なし

(3)令和4年度「児童・生徒指導上の諸課題の状況」について

【報告】

○吉野教育長

神奈川県調査をもとに本市の状況をまとめた内容を報告するものである。

詳細は、教育指導課長から報告する。

○教育指導課

令和4年度「児童生徒指導上の諸課題の状況」について説明する。

なお、この資料は、令和4年度の「神奈川県児童生徒の問題行動・不登校等調査」をもとに、平塚市内の状況を教育指導課でまとめたものとなる。

平塚市の状況だが、今回の調査では、小中学校の暴力行為の発生総件数、小学校のいじめの総認知件数は増加、小中学校の不登校児童生徒数の出現率が高まったことが、傾向としてみられた。

小学校の暴力行為の状況について、まず発生総件数だが、令和3年度に比べて61件増加し、165件となっている。児童間暴力は22件増、対人暴力は1件増、器物損壊は3件増、と発生件数はいずれも令和3年度に比べ増加している。対教師暴力については、令和3年度の22件から57件へと大幅に増加しており、対教師暴力の加害者も22人と、ここ5年で唯一20人を越えた。加害者数が22人で、発生件数が57件であることから、暴力行為は同じ児童が複数回行っていることが分かる。対教師暴力については、教師が指導した際に反発したり、感情のコントロールができずに暴れたりしてしまい、制止しようとした教師に、結果として暴力行為となるケースが多くなっている。

中学校においては発生総件数54件で、令和3年度に比べ8件の増加である。対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力は増加、器物損壊の発生件数は令和3年度と比較して、増減はない。

学校には暴力行為に至ってしまった児童生徒には、毅然とした対応をしていくとともに、児童生徒がその行為に至るまでの気持ちを振り返り、自らの言葉で表現できるように支援する等、心に寄り添った関わりを引き続きお願いしている。さらに、当該児童生徒が抱えるそれぞれの課題に応じた、様々な視点からの指導・支援について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの心理や福祉の専門家と協働し、計画的・継続的に指導・支援するとともに、児童相談所や県警の少年相談・保護センターなどの関係機関、あるいは必要に応じて、地域の少年補導員などとも連携を図りながら対応いただくよう、お願いしている。

次に、平塚市のいじめの認知件数だが、小学校は令和3年度以降、増加が続いており、令和3年度の総認知件数2,983件から125件増加し、令和4年度は3,108件となっている。中学校は令和3年度の521件から153件減少の368件となった。県、全国において、小中学校のいじめの認知件数は年々増加している。新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、様々な活動が再開されたことにより接触機会が増加するとともに、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことなどもあり、いじめの認知件数が増加したと捉えている。また各学校においては、細かな事案まであげていただいていると感じている。今後もいじめの積極的な認知により、早期に対応することで、重大事態に至る前の未然防止をお願いしている。また、最もいじめの多い学年は、昨年度に引き続き、小学校が3年生、中学校が1年生であった。

いじめ発見のきっかけとして、小学校、中学校ともに、「アンケート調査など学校の取組みにより発見」が、一番多くなっており、ついで小学校では「学級担任が発見」、中学校では「本人からの訴え」が多くなっている。特に、小学校の「学級担任が発見」した件数は、令和3年度の50件から、360件へと大幅に増えている。また、「当該児童生徒の保護者からの訴え」も増加しており、学校と家庭が連携して児童生徒を見守ることが、いじめの早期

発見、早期対応へつながると考えられる。さらに、大人の気付きだけでなく、児童生徒がいじめの「傍観者」とならないために、各学校には道徳科や児童生徒会活動等を通じて、規範意識を育てるとともに、豊かな人間関係づくりの視点から、集団づくりへの指導をお願いしている。

いじめられた児童生徒の相談の状況については、誰にも相談していない児童が2人、生徒が1人いた。また、学級担任に相談している児童生徒が顕著ではあるが、いじめ総件数の割に「学級担任以外の教職員に相談」「養護教諭に相談」「スクールカウンセラー等の相談員に相談」は、目立った増加が見られず、「保護者や家族等に相談」や「友人に相談」が減少している状況が見られる。引き続き、学校にはSOSの出し方教育の実施等、相談しやすい環境をつくっていただくとともに、困り事を訴えることが難しい児童生徒を教師が早期に発見できるよう、教職員一人一人がいじめに対する感度を高めることや組織的な気づきを促していただくようお願いしていく。また、平塚市相談フォームや、子どもサポートドックも活用していただくよう、呼び掛けていく。

いじめの態様については、冷やかしゃからかい等が、令和3年度に続き、小中ともに高い値を示している。また、小学校では、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が増加し、中学校でも総件数に対して、減少幅が小さいことから、コロナ5類移行に伴い、様々な制限がなくなり、人との距離が近づいたことが原因の一つと考えられる。

「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」について、県においては小中学校における増加が顕著となっているが、市では小学校・中学校ともに令和3年度から減少している。これは、様々な理由が考えられるが、各学校において、少年補導員作成のDVDやケータイ電話教室等を活用していただいたり、日頃から先生方がSNS上のいじめやトラブルに対してのアンテナをはっていただいたりしながら指導していただいていることも成果の一つだと捉えている。引き続き、情報モラルやICT機器を正しく使うスキル等の指導について、より一層充実させる必要性を感じているところである。教育指導課としても、担当者会や研究会等を通して研修や情報提供を行っていきたいと考えている。

いじめの解消の状況だが、小学校は令和3年度の87.8%から73.6%と認知されたいじめの解消した割合が減少、中学校でも令和3年度の76.6%から74.5%と、僅かに減っている。

なお、7月の県の短期調査における追跡調査では、小学校で97.7%、中学校で96.7%のいじめが解消されていた。いじめの解消については、少なくとも3か月いじめに係る行為が止んでいること、心身の苦痛を感じていないこととする国の定義が根付いてきており、各学校では年度を越えて、情報を引き継ぎながら、解消に向けた指導・支援、見守りを行っている成果だと捉えている。引き続き、「いじめは、どの学校でも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」という基本的な考えに立ち、積極的な認知による早期発見と、教職員の組織的な指導・支援による早期対応を目指していく。

資料5ページの中段は学校におけるいじめの問題に対する日常の取組、下段は実態把握のための方法についてである。

引き続き、教職員間でいじめの問題に対する共通理解を図るとともに、スクールカウンセラー等を活用して教育相談体制の充実を図る等の取組をお願いしていく。また、アンケート調査を効果的に活用し、いじめの実態把握を進めていくよう併せて呼び掛けていく。

次に、「令和4年度長期欠席児童生徒について」だが、令和4年度の小学校の長期欠席児童数は383人で、全在籍児童数が減少している中、令和3年度から16名増加し、出現率は0.18ポイント増加している。中学校は、516人で令和3年度に比べ、40名増加し、出現率は0.72ポイント増加している。

不登校については、小学校では、令和4年度の不登校児童数は217人、出現率1.82%。中学校は400人、出現率6.39%で、どちらも前年度より増加している。

次に、7ページだが、平塚市、神奈川県、全国の不登校児童生徒の出現率の比較を示しており、左寄りの数値が平塚市の数値となっている。この数値を年度ごとに見ていくと、平成28年度から、小中学校ともに増加し、前年度を上回る結果となっている。神奈川県も平成28年度から、全国では平成25年度から増加している。

なお、令和4年度の、小学校の不登校出現率は、県と比べて0.01ポイント低く、全国と比べ0.12ポイント高くなっている。また、中学校の不登校出現率は、県と比べて0.27ポイント、全国と比べ0.41ポイント高くなっている。

次に、「不登校の要因」だが、小学校では、令和4年度は「本人に係る状況」のうち、「無気力、不安」が58.1%で最も多く、ついで「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が12.9%となっている。中学校では、「本人に係る状況」の「無気力、不安」が47.8%で最も多く、ついで「学校に係る状況」の「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が13.8%となっている。

小学校では「親子の関わり方」の減少、中学校では「学業の不振」の減少が特徴的である。学校段階、発達段階によって不登校の要因は様々であると考えられる。

不登校は環境によっては誰にでも起こり得るという認識のもと、不登校の未然防止を含め、引き続き個に応じた丁寧な対応を学校にはお願いしている。また、担任だけでは解決できないケースは増加の一途をたどっている。不登校の要因は様々であり、複数の要因が絡みあっていることもあるので、学校全体がチームとして対応することは勿論のこと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、こども家庭課、子ども教育相談センターや児童相談所、民間のフリースクール等の外部機関と積極的に連携し、多くの目で見守り、取り組んでいくことが重要であるとする。児童生徒、保護者の思いに寄り添い、状況によっては、ICT端末の活用も含めた学習保障に取り組むことも、手立てとして考えられる。

すぐに結果が出るケースは少ないかもしれないが、いくつかの学校からは、ケース会議等を含め、積極的に情報共有し、多くの目で見守り、取り組むことで、登校につながったというケースについて、報告をいただいている。

最後に、資料10ページ～15ページは文部科学省からの調査概要、16～26ページは神奈川県教育委員会からの調査概要になる。

【質疑】

○大野委員

2点伺う。1点目は、資料の「いじめる児童・生徒への特別の対応」について、小学校における「保護者への報告」の件数が令和3年の281件から令和4年は687件となり、大きく増加している。このことについて、見解はあるか。

2点目は、資料の「いじめられた児童・生徒への特別な対応」について、小学校における「別室を提供したり、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保した」の件数が令和3年の4件から令和4年は52件となり、先ほどと同じく大きく増加している。このことについても、見解はあるか。

○教育指導課長

1点目についてだが、いじめられた側だけではなく、いじめた側の保護者にも事実を伝え、謝罪なども含め、子どもの成長を支援していくための協力をお願いしている。また、いじている側にもストレスがある等の背景がある可能性もある。

件数の増加については、保護者と連携し、丁寧に対応している結果と捉えている。

なお、各校では、いじめ防止基本方針を策定しており、校内のいじめの未然防止や早期発見の推進に取り組んでいる。また、学校いじめ対策組織を作っており、いじめが起きたときは組織での対応を行っている。

2点目だが、こちらも保護者に事実を伝え、本人や保護者の思いにより、別室を提供するなどの対応を行っている。先ほどと重なるが、教職員が一人で抱え込まずに組織的な対応ができていることが、丁寧な対応につながっていると認識している。

○大野委員

いじめた児童生徒への対応として保護者への報告が増えていることや、いじめられた児童生徒への対応として別室の提供等心身のケアが増えているとのことで、平塚市の学校がいじめに対して丁寧な対応を行っていることが、数字として表れたのだと思う。

学校が、いじめは絶対に許さないというスタンスで、いじめられた児童生徒に寄り添い心のケアや継続的な見守りをするということはとても大切であることは言うまでもないが、同時に、いじめた児童生徒への丁寧な指導やその保護者への丁寧な関わりもとても大切だと思う。いじめをしてしまった児童生徒には謝罪をさせて終わりということではなく、その子話を聞き、その子が抱えている思いを受け止め、いじめという行為に及んでしまった背景や要因を捉え、家庭と連携して今後不満やストレスがあっても、いじめという行為に向かわない心や力を育てていくことが大切だと思う。

いじめをしてしまった児童生徒の保護者の方は、学校から連絡があり、事実が伝わると最初は驚かれるかもしれないが、長い学校生活の中では、誰もがいじめられる側にもいじめる側にもなり得る。お子さんのより良い成長のために、家庭と学校と一緒に考えて一緒に指導することの大切さを保護者の方々にも理解いただけるとありがたいと思う。

そして、いじめの対応というのは子どもたちが安心安全に学校に通う上でとても重要なことであり、学校としてはどんなに忙しくても後回しにできないことだと思う。

今回の調査から、平塚市の学校が丁寧にいじめの対応を行っていることがわかった。

教育委員会としては、引き続き、難しいいじめ事案に対して迅速かつ丁寧に学校を支援していくとともに、いじめだけでなく暴力行為や不登校も含めて、教員が子どもたち一人一人に時間をかけて丁寧に取り組めるように、教員の業務負担の軽減や業務改善など、働き方改革を更に進めていくことが大切であると思う。

○守屋委員

児童生徒の問題行動を含め、学校現場でのストレスが要因となり、休職や退職となってしまう教員もいると思う。こうなってしまうと、いくら働き方改革をやっても教員不足の解消は難しい。

特に、家庭の問題は学校や教育委員会だけでは解消できない場合も多いと思うので、他機関との連携を行ってほしい。また、教育委員会としては、教員のケアをしっかりと行い、教員を守っていくことが大切だと思う。

○梶原委員

調査では、長期欠席については、本人に係る理由が最も多くなっているが、家庭に係る理由も多くなっている。守屋委員の話にもあったが、家庭の問題は学校だけでは解消が困難だと思うので、しっかりと教員をフォローしていくことが重要だと思う。

○菅野委員

今回の報告で、平塚市としては、暴力・いじめ・不登校に対して、当事者個人にアプローチするとともに学校・チームとして組織的な対応をしていること、また地域や児童相談所等とも連携を行っていることが伝わった。

全国的にも子どもの諸課題が増えている状況において、平塚市ではSNSトラブルやネットでのいじめについて、県と比べて上手くいっているとのことであった。これは学校や教員が工夫して指導を行っている結果なのだと思う。

この他にも、資料からは見えてこない上手くいっている事例や成功している取組があると思う。そういったものを拾っていただき、研修に活用いただいたり、学校に共有いただいたりすることで取組を広げてほしい。

(4)その他

なし

2 教育長臨時代理の報告

(1)報告第5号 令和5年度平塚市一般会計(教育関係)補正予算について

【報告】

○吉野教育長

11月29日から開会される市議会12月定例会への令和5年度平塚市一般会計補正予算のうち、教育委員会所管部分の予算について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、教育総務課長から報告する。

○教育総務課長

12月補正については、「職員給与費及び 会計年度任用職員報酬に係る補正予算」と「それ以外の補正予算」とが別の議案として上程されるが、本日の報告はその2件を合算した金額となっている。

まず、補正予算要求額だが、歳入は836万円の増額を、歳出は1億3千24万3千円の増額を計上している。

始めに、歳入についてだが、15款 国庫支出金 2項 国庫補助金 7目 教育費国庫補助金 5節 社会教育費補助金 において、市内遺跡発掘調査費補助金を20万円計上している。続いて、16款 県支出金 2項 県補助金 7目 教育費県補助金 2節 社会教育費補助金 において、同じく市内遺跡発掘調査費補助金を6万6千円計上している。続いて、18款 寄附金 1項 寄附金 5目 教育費寄附金 1節 社会教育費寄附金 において、美術館運営のための指定寄附金を302万8千円、2節 教育総務費寄附金 において、教育振興のための寄附金を500万円計上している。

次に、歳出についてだが、始めに、職員給与費及び会計年度任用職員に係る部分を説明する。当該費目については、国家公務員の給与改定に準じた報酬、手当の増額など、教育委員会所属職員の人件費について、所要額を補正予算にて計上するものになる。10款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費の「1 職員給与費」において、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費を合わせて1千919万9千円増額する。この後も、「職員給与費」という費目が出てくるが、同じく「給料、職員手当等、共済費を合わせたもの」となる。次に、会計年度任用職員の報酬、手当の増額補正だが、3目 教育指導費の「4 幼児・児童生徒健康管理事業」において、報酬を5万4千円、「7 サン・サンスタッフ派遣事業」において、報酬を84万4千円、「12 英語教育推進事業」において、職員手当等を1万5千円、「17 教育指導事業」において、職員手当等を4万4千円、5目 教育研究所費の「1 学校教育の調査・研究、研修事業」において、職員手当等を9千円、7目 子ども教育相談センター費の「1 スクールカウンセラー派遣事業」において、職員手当等を11万2千円、「2 教育相談事業」において、職員手当等を7万6千円、「3 介助員派遣事業」において、職員手当等を2万円増額補正する。「4 適応指導教室事業」において、職員手当等を1万8千円、「5 就学相談・指導事業」において、職員手当等を9千円、「6 スクールソーシャルワーカー派遣事業」において、職員手当等を1万7千円増額補正する。続いて、2項 小学校費、1目 学校管理費だが、「1 職員給与費」では275万2千円増額補正する。また、「2 小学校運営事業」において、会計年度任用職員の報酬を125万4千円、職員手当等を51万5千円増額補正する。次に、3目 学校給食費だが、「1 職員給与費」では、3千614万9千円増額補正する。また、「3 単独調理場運営事業」において、会計年度任用職員の報酬を495万3千円、職員手当等を10万9千円、「4 共同調理場運営事業」において、職員手当等を9千円増額補正する。3項 中学校費、1目 学校管理費だが、「1 職員給与費」において、666万8千円増額補正する。また、「2 中学校運営事業」において、会計年度任用職員の報酬を55万1千円、職員手当等を13万5千円増額補正する。次に、4項 幼稚園費、1目 幼稚園費だが、「1 職員給与費」において、343万6千円減額補正する。また、「2 幼稚園運営事業」において、会計年度任用職員の報酬を3万7千円、職員手当等を4万円増額補正する。次に、5項 社会教育費、1

目 社会教育総務費だが、「1 職員給与費」では、3千51万4千円増額補正する。また、「9 文化財保護事業」において、会計年度任用職員の職員手当等を3万5千円増額補正する。続いて、2目 公民館費の「6 地区公民館管理運営事業」において、会計年度任用職員の報酬を29万1千円、期末手当等を7万8千円、3目 図書館費の「2 ブックスタート事業」において、報酬を2万2千円、職員手当等を5千円、4目 博物館費の「4 博物館管理事業」において、報酬を1万4千円、5目 市史編さん費の「1 市史編さん事業」において、報酬を4千円、職員手当等を5千円増額補正する。次に、6目 美術館費だが、「1 魅力ある美術展覧会事業」において、会計年度任用職員の職員手当等を9千円、「2 美術教育の普及・体験事業」において、職員手当等を1万8千円増額補正する。人件費関係の最後になるが、6項 保健体育費、1目 保健体育総務費の「1 職員給与費」において、703万8千円増額補正する。

次に、人件費以外の補正予算についてだが、10款 教育費のうち、2項 小学校費、1目 学校管理費の「2 小学校運営事業」において、小学校における教材等の修繕を行うため、10節 需用費のうち物品修繕料を49万円増額補正する。続いて、5項 社会教育費、1目 社会教育総務費の「9 文化財保護事業」において、埋蔵文化財緊急発掘調査件数の増加に対応するため、12節 委託料を40万1千円増額補正する。また、2目 公民館費の「3 中央公民館管理運営事業」において、施設管理委託における最低賃金の上昇及び物価の高騰に対応するため、12節 委託料を46万2千円増額補正する。また、「6 地区公民館管理運営事業」において、大原公民館の空調設備を修繕するため、10節 需用費のうち施設修繕料を1千566万8千円増額補正する。6目 美術館費の「1 魅力ある美術展覧会事業」において、指定寄附金を活用して、次年度春季展覧会の展示用LED電球の購入等を行うため、10節 需用費のうち消耗品費を52万8千円、12節 委託料を137万7千円増額補正する。また、「2 美術教育の普及・体験事業」において、館内彫刻作品鑑賞シートを作成するため、12節 委託料を23万円増額補正する。次に、「3 美術品の調査・収集事業」において、新たな美術品の購入等を行うため、12節 委託料を12万3千円、17節 備品購入費を77万円増額補正する。また、「4 アートギャラリー等施設利用促進事業」において、美術館の屋上防水等の修繕をするため、10節 需用費のうち施設修繕料を200万8千円増額補正する。

最後に、継続費及び債務負担行為の補正になる。まず、継続費補正だが、地区公民館管理運営事業（松原公民館大規模改修 基本・実施設計）において、当該事業に係る追加業務が必要になったため、継続費の年割額を令和6年度分として863万3千円を追加し、総額3千4万円に変更する。

続いて、債務負担行為補正として5件設定する。中学校給食用配膳台購入費として令和5年度から6年度までを期間とし、限度額1千912万9千円を設定する。次に、旧横浜ゴム平塚製造所記念館指定管理料として、令和5年度から10年度までを期間とし、限度額9千605万3千円を設定する。次に、大原公民館空調設備修繕料として令和6年度を期間とし、限度額2千350万2千円を設定する。次に、平塚市立軟式庭球場・平塚市立桃浜町庭球場・大神スポーツ広場指定管理料として、令和5年度から10年度までを期間とし、限度額2億3千365万9千円を設定する。最後に、湘南ひらつかパークゴルフ場・土沢野球場・土沢多目的広場指定管理料として、令和5年度から10年度までを期間とし、限度額2億1

千 375 万 2 千円を設定する。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく了承された。

(2)報告第6号 平塚市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例について

【報告】

○吉野教育長

中学校における学校給食の実施に伴い、規定を整備することについて、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、学校給食課長から報告する。

○学校給食課長

令和6年9月から中学校完全給食を開始することに伴い、中学校給食費の徴収管理を公会計で行うため、平塚市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正するものである。

改正内容についてだが、条例の対象となる範囲について、中学校を含めるよう変更するものである。第3条の「学校給食の実施」については、「小学校」の次に「中学校」を加える。また、第5条の「学校給食費の納付」については、「児童」の次に、「又は生徒」を加えるなど、規定を整備する。

施行日だが、令和6年9月1日を予定している。

なお、本件については、市議会12月定例会へ上程する。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく了承された。

(3)報告第7号 指定管理者の指定について

【報告】

○吉野教育長

旧横浜ゴム平塚製造所記念館の指定管理者の指定について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、社会教育課長から報告する。

○社会教育課長

本件は、旧横浜ゴム平塚製造所記念館の指定管理候補者を指定管理者として指定するため、市議会 12 月定例会に議案を上程するものである、旧横浜ゴム平塚製造所記念館については、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項、及び平塚市都市公園条例第 21 条第 1 項の規定に基づき、管理運営業務を指定管理者に代行させている。令和 6 年 4 月に指定管理者の更新を迎えることから、令和 5 年 10 月 13 日に平塚市指定管理者選定等委員会が開催され、プロポーザル方式により応募団体の審査が行われた。その結果、選定基準を満たした団体「八幡山の洋館運営管理共同事業体」が指定管理候補者として決定した。当団体の構成員は「NPO 法人ひらつか八幡山の洋館を活かす会」と「平塚市ビルメンテナンス業協同組合」である。また、指定期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間となる。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく了承された。

(4)報告第8号 指定管理者の指定について

【報告】

○吉野教育長

湘南ひらつかパークゴルフ場・土沢野球場・土沢多目的広場の指定管理者の指定について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。詳細は、スポーツ課長から報告する。

○スポーツ課長

本件は、湘南ひらつかパークゴルフ場、土沢野球場及び土沢多目的広場の指定管理候補者を指定管理者として指定するため、市議会 12 月定例会に議案を上程するものである。

湘南ひらつかパークゴルフ場、土沢野球場及び土沢多目的広場については、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者に管理業務を代行させている。

令和 6 年 4 月に指定管理者の更新を迎えることから、10 月 13 日に開催された、平塚市指定管理者選定等委員会においてプロポーザル方式による選定作業を実施し、その選定結果を受け、「湘南ひらつかパークゴルフ場運営グループ」を指定管理候補者として決定した。

グループの構成員は「株式会社木村植物園」、「平塚市ビルメンテナンス業協同組合」及び「株式会社スポーツプラザ報徳」で、指定の期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間である。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく了承された。

(5)報告第9号 指定管理者の指定について

【報告】

○吉野教育長

平塚市立軟式庭球場・平塚市立桃浜町庭球場・大神スポーツ広場の指定管理者の指定について、臨時に事務を代理し、市長へ申し出たので規則の定めに基づき報告するものである。

詳細は、スポーツ課長から報告する。

○スポーツ課長

本件は、平塚市立軟式庭球場、平塚市立桃浜町庭球場及び大神スポーツ広場の指定管理候補者を指定管理者として指定するため、報告第8号と同様、市議会12月定例会に議案を上程するものである。

平塚市立軟式庭球場、平塚市立桃浜町庭球場及び大神スポーツ広場については、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者に管理業務を代行させている。

令和6年4月に指定管理者の更新を迎えることから、10月13日に開催された、平塚市指定管理者選定等委員会においてプロポーザル方式による選定作業を実施し、その選定結果を受け、「サカタのタネ グリーンサービス・平塚ビルメン共同事業体」を指定管理候補者として決定した。

共同事業体の構成員は、「サカタのタネ グリーンサービス株式会社」と「平塚市ビルメンテナンス業協同組合」で、指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間である。

【質疑】

なし

【結果】

全員異議なく了承された。

(6)その他

3 陳情第1号 新年度準備期間についての陳情

【説明】

○吉野教育長

教育委員会に提出された陳情書の内容について、教育指導課長から説明する。

○教育指導課長

令和5年10月17日付けで「新年度準備期間についての陳情」が提出され、10月23日に受理した。

この陳情の趣旨は、「平塚市の学校において、4月の新年度準備期間、いわゆる4月1日から始業式、入学式までの準備期間が不足することで「異動者が必要な情報を得られない」、「初任者の支援が十分にできない」などを理由に、新年度準備期間をどの年も暦にかかわらず、平日5日以上確保できるようにしてください。」というものである。

【審議】

○吉野教育長

教育指導課長から陳情の内容についての説明があったが、各委員からの意見、質問を伺う。

○菅野委員

平塚市の学校において、4月1日から始業式までの新年度準備期間はどのように決められているか教えていただきたい。

○教育指導課長

「平塚市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」では、始業式までの期間に当たる学年始の休業日は各校長が定めることとなっているが、現状本市では、始業式とその同日に実施される入学式の実施日については、教育委員会と小学校長会代表、中学校長会代表、小学校教頭会代表、中学校教頭会代表及び教員代表で構成される「教育課程課題検討連絡協議会」にて協議がなされ、最終的には小学校長会及び中学校長会で実施日の確認が行われている。

なお、教育課程課題検討連絡協議会は、教育課程における諸課題を検討し、解決の方向性を協議する組織であり、始業式及び入学式の実施日についても、諸課題の1つとしてこの協議会にて協議を行っている。

○大野委員

陳情は、「新年度準備期間をどの年も暦にかかわらず、平日5日以上確保できるようにしてください。」というものであるが、平塚市の現状を教えていただきたい。

○教育指導課長

本市では、例年、4月5日に始業式を実施しているが、令和4年度は4月1日が金曜日

であり、4月5日に始業式を実施すると準備期間が平日2日間となるため、令和3年度の教育課程課題検討連絡協議会にて、特に新入生の担任に業務負担が生じないようにしたいとの意見を受け、入学式及び同日に実施される始業式の実施日について協議をし、協議内容を踏まえ、小学校長会及び中学校長会にて令和4年度は4月6日に実施することが確認された。また、令和5年度は4月1日が土曜日であり、4月5日に始業式を実施するとやはり準備期間が平日2日間となるため、令和4年度の教育課程課題検討連絡協議会にて、教職員の業務負担を考慮し、新年度準備期間として平日3日間は確保したいとの意見を受け協議をし、小学校長会及び中学校長会にて令和5年度も4月6日に実施することが確認された。

以上のように、現状本市では、4月5日の実施を基本としつつ、新年度準備期間として平日3日間確保できない年は、実施日を4月6日以降とする方向性で協議がされている。

○梶原委員

暦から昨年度と今年度は新年度準備期間として平日3日間確保するため4月6日に始業式を実施したとの説明であったが、今年度、また昨年度実施してみて、平日3日では準備期間が足りないといった意見が平塚市の学校の先生から出ているか。

○教育指導課長

令和4年度、5年度と4月1日以降、始業式まで平日3日間を確保したが、教育課程課題検討連絡協議会では、3日間では準備期間が足りないといった意見は出ていない。

○守屋委員

陳情は、「平日5日以上確保していただきたい。」というものであるが、平日3日ではなく5日以上確保することで想定される課題があれば教えていただきたい。

○教育指導課長

新年度準備期間が5日あれば3日に比べて教職員の業務負担は減少するかもしれないが、始業式までは授業が行われないので、その分の授業時数をどこで確保していくかという課題が考えられる。夏季休業を短縮して、残暑厳しい時期に授業時数が増えることになれば、子どもや教職員の健康面が心配される。

○吉野教育長

その他、意見、質問はあるか。

(発言者なし)

○吉野教育長

陳情書について、各委員から質問を頂戴した。

この陳情について、いかがか。

○菅野委員

説明から本市では、教育課程課題検討連絡協議会にて、各所の代表から意見を聞いた後、最終的には小学校長会及び中学校長会にて始業式の実施日の確認がなされていることがわかった。現状、準備期間を少なくとも平日3日間は確保する方向性とのことであり、学校から準備期間の不足を指摘する意見もないようなので、不採択でよいと思う。

○大野委員

陳情者によれば「異動者が必要な情報を得られない」、「初任者の支援が十分にできない」など教育的見地からの要請であると考えるが、始業式実施日の決定については、教育課程課題検討連絡協議会での協議を経て、小学校長会及び中学校長会にて確認しており、教育委員会に実施日決定の権限がないので、不採択でよいのではないかと思う。

○守屋委員

平日3日ではなく5日以上確保することでその期間の授業時数をどこで確保していくかという課題が生じる可能性もあり、平塚市では平日3日間の確保が適当であるという現場の教職員の意向を尊重し、不採択でよいと思う。

○梶原委員

平塚市の学校の教職員がどう考えているかということが最も大切なことだと思う。したがって、各委員が述べられたことと同じく、この陳情書については、不採択でよいと思う。

○吉野教育長

各委員から、様々な視点でご発言をいただいた。陳情者は全国の教職員へのアンケートを基に、十分な準備ができないまま新年度が始まることによる弊害の解決策として教育的見地からの要請ではあるが、本市の教育については、本市の学校の教職員の声を反映させていくことを大切にしていきたいと考える。私も、この陳情書については、やはり不採択ということではよいのではないかと考える。

以上のことから、本陳情書については、不採択でよろしいか。

○全委員

異議なし

【結果】

全員異議なく「不採択」とされた。

4 その他

なし

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会 11 月定例会は閉会する。

(15 時 8 分閉会)